

動物用医薬品専門調査会確認評価部会の設置について（案）

－食品健康影響評価の進め方－

- (1) ポジティブリスト制度の導入に伴い、厚生労働省は食品安全委員会に対して、暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価を依頼する予定となっている。これらの依頼を受け、動物用医薬品専門調査会は、多数の動物用医薬品の食品健康影響評価を実施する必要がある。
- (2) このような中、評価作業を円滑に実施するため、動物用医薬品専門調査会では、慎重かつ迅速な評価を実施する体制を構築する必要がある。
- (3) このことから、暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順の優先物質以外の評価を円滑に行うため、別紙に従い確認評価部会を設置し、審議することとする。

(別紙)

動物用医薬品専門調査会の運営体制に関する事項

(平成18年7月 日動物用医薬品専門調査会決定)

(総則)

第1条 動物用医薬品専門調査会専門調査会の運営については、「食品安全委員会専門調査会運営規程」(平成15年7月9日食品安全委員会決定。以下「運営規程」という。)その他の食品安全委員会決定に定めるもののほか、この決定の定めるところによる。

(確認評価部会の設置)

第2条 動物用医薬品専門調査会に確認評価部会を置く。

- 2 確認評価部会は、暫定基準が設定された動物用医薬品であって、優先物質(国際リスク評価機関においてADI(一日摂取許容量)の設定ができないとされたもの及び食品を通じて国民が摂取する量が比較的多いものをいう。)以外のもののうち動物用医薬品専門調査会が指定するものの食品健康影響評価について調査審議する。
- 3 確認評価部会は、専門委員により構成し、その属すべき専門委員は、動物用医薬品専門調査会の座長が指名する。
- 4 確認評価部会に座長を置き、確認評価部会の座長は動物用医薬品専門調査会の座長とする。
- 5 確認評価部会の座長は、当該確認評価部会の事務を掌理する。
- 6 確認評価部会の座長に事故があるときは、当該確認評価部会に属する専門委員のうちから動物用医薬品専門調査会の座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 7 原則として、確認評価部会は単独で開催される。
- 8 確認評価部会の調査審議した結果については、動物用医薬品専門調査会の了解を得て、動物用医薬品専門調査会の議決とする。

(雑則)

第3条 確認評価部会の運営については、前条までに定めるもののほか、運営規程その他の食品安全委員会決定に準ずるものとする。

- 2 この決定に定めるもののほか、動物用医薬品専門調査会の運営に関し必要な事項は、動物用医薬品専門調査会の座長が動物用医薬品専門調査会に諮って定める。